○農林水産省告示第百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字落合三一五〇の二、三一五〇の三、三一五四、三一六二、字別当道上三二九九の七、三三〇一の二、三三〇二、三三〇八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字落合三一五〇の二・三一五〇の三・三一五四・三一六二・字別当道上三二九九の七・三三〇二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市千手字別所二八七〇の二三（次の図に示す部分に限る。）、二八七〇の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字別所二八七〇の一八・二八七〇の二三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県八女市黒木町大淵字谷浦一三二八の一、一三三〇の一、一三三一、一三三四の一、字コヤシ一四九五の一から一四九五の三まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字添田字虹渕七一四の一、七一四の六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字虹渕七一四の一・七一四の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県朝倉市須川字上須川一七二六から一七二九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上須川一七二七から一七二九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宗像市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年二月二日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字造り道二七〇〇、字トウロウ二七〇一の一、二七〇一の二、字造リ道バタ二七〇四の一（次の図に示す部分に限る。）二七〇四の二、字鳴河内瀧ノ上二七〇五、字ヤブレ木屋二七三〇の一、二七三〇の三

二　指定の目的　水源の涵養